

舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地球温暖化が進み、高温の影響による農作物の収量減少や品質低下等が発生する中、本市の気候風土に適した作物の導入にチャレンジする意欲的な農業者を支援するために予算の範囲内で交付する舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

(事業対象作物)

第2条 本市の特性（気象等の自然的、社会的、経済的条件）を活かしたものであり、かつ有害鳥獣対策が行えるもの。

- 2 作付け面積が10アール以上あるもの。
- 3 過去に市内において経営規模で生産された記録がないもの。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に住民票又は所在地があり、農家台帳に登載されており現に耕作を営む農業者であること。

- 2 事業対象作物を市内の農地で作付ける者。
- 3 事業対象作物の試験栽培が成功した際に、栽培技術等の開示に協力する者。
- 4 市税に滞納がない者。ただし、徴収の猶予を受けている者を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する別表に掲げる経費で市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、消費税を含まない補助対象経費の総額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、30万円を限度とする。

(実施計画の承認申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとするものは、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業実施計画承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該実施計画の承認の可否を決定し、その結果を舞鶴市高温対応作物生産チャレ

ンジ事業実施計画承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出したときは、この限りでない。

（交付申請）

第7条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金交付申請書（様式第4号）によるものとし、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）同意・宣誓書（別紙2）
- （3）その他、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（休止又は廃止の届出）

第9条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を休止し、又は廃止しようとする場合は、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金休止（廃止）届（様式第6号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金実績報告書（様式第7号）によるものとし、事業完了後30日以内又は事業実施年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（別紙3）
- （2）領収書の写し
- （3）作業日誌の写し
- （4）事業対象作物を作付けしたことが分かる写真
- （5）その他、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 規則第13条の2第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、舞鶴市高温対応作物生産チャレンジ事業費補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(実施状況の報告)

第15条 補助事業者は、事業年度の翌年度から初収穫するまで、事業実施状況報告（様式第10号）を各年度末までに市長へ提出しなければならない。ただし、事業年度に初収穫し第10条により報告している場合を除く。

2 初収穫に至らなかった場合は、その理由等を市長へ報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月21日から施行する。

(この要領の失効)

この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

【補助対象となる経費】

科目	内容
人件費	事業対象作物栽培にかかる直接人件費
報償費	講師、専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費
需用費	事業対象作物の栽培に必要な種苗、農薬、肥料、燃料、資材、書籍等の購入費、消耗品費等
使用料	専用機材のレンタル料等
委託料	水質・土壤分析委託料等

※消費税は除く